

福岡県緑化センターの指定管理者の募集に関する要領

1 指定管理者の募集

福岡県では、公の施設である福岡県緑化センター（以下「センター」という。）の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読のうえ、申請書に必要書類を添えて、県へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 福岡県緑化センター条例
- (5) 福岡県緑化センター条例施行規則

2 施設の概要

- (1) 名称
福岡県緑化センター
- (2) 所在地
福岡県久留米市田主丸町
- (3) 施設の設置目的
県民に対する緑化思想の普及及び啓発並びに緑化技術の指導等を行い、もって緑化の推進を図る。
〔福岡県緑化センター条例（昭和59年福岡県条例第4号第1条）〕
- (4) 活用目標
各年度の利用者数3万3千人を目指す。
(過去5年間の利用者数)

令和3年度	17,051人
令和4年度	30,834人
令和5年度	38,442人
令和6年度	38,321人
令和7年度	40,131人
- (5) 施設の内容
敷地面積：57,709.07 m²
ア 建物：1,458.75 m²（延床面積 1,498.48 m²）
本館棟 延床面積 752.56 m²、温室 211 m²、ミストハウス 113.47 m²、作業棟 91.5 m²、倉庫 119 m²、展示棟 71.03 m²、休憩舎（東屋）25.92 m²、野外トイレ2ヶ所 50 m²、堆肥舎 48 m²、ボイラー室 16 m²
イ 見本園等：48,000.32 m²
樹木見本園、タケ・ササ見本園、生垣見本園、薬草薬木見本園、四季の花木園、日本庭園、モデル庭園、芝生広場、太陽光発電施設、その他
ウ 駐車場：8,250 m²

(6) 避難所等の指定

センターは避難所に指定されていませんが、災害時の状況によっては、事後的に久留米市から避難所として指定される可能性があります。このため指定管理者は、あらかじめ県及び久留米市と協議のうえ、役割分担等について取り決めを行ったうえで必要な対応を行うこととなります。

3 指定管理者が行う業務（詳細は別表1の「現行の管理状況」を参照してください。）

(1) センターの運営業務

- ア 施設の利用許可
- イ 利用者の整理・指導
- ウ 関係市町村との連絡調整
- エ 緑化に関する情報の収集及び提供
- オ 緑化に関する相談
- カ 緑化に関する講習会等の開催による普及啓発
- キ 緑化技術に関する調査・指導
- ク グリーンフェスティバルの事務局
- ケ その他緑化の推進を図るために必要な業務

(2) センターの施設・設備の維持管理

- ア 清掃業務
- イ 警備業務
- ウ 建物・設備保守点検業務
- エ 施設設備の修繕・改良・改修
 - ・施設設備の修繕は、指定管理者に行っていただきます。
 - ・施設設備の大規模な改良改修工事は、原則として県が行いますが、事前に協定等を締結し、両者で確認の上、実施することとします。
- オ 植物管理
- カ 備品の管理

(3) その他

- ア 指定管理者が自主的に実施することができる事業（イベント等）
- イ 緑化センター運営委員会の事務局（別添要領参照）

※ 別表1の「現行の管理状況」は、現行の管理基準・管理方法（頻度など）の仕様を示したものであり、管理体制の検討、管理経費の積算を行うための基礎資料として情報提供するものです。申請者は、この「現行の管理状況」を参考とし、必要と考える業務の仕様により、事業計画書（様式第2号）において管理体制（人員配置、外部委託等）及び管理経費等を提案してください。

※ 業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書（様式第2号）に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

※ 指定管理者による自動販売機の設置

県は、県有財産に自動販売機を設置させるに当たっては、原則として県が貸付の手続きによって設置させることとなっています。ただし、センターの指定管理者に対する施設運営上のインセンティブを付与するため、当該指定管理者が法令に基づき県から許可を受けて設置する場合は、行政財産の使用許可により設置することとします。

なお、指定管理者は、行政財産の使用許可により自動販売機を設置する場合、県に目的外使用許可申請を行い、福岡県行政財産使用料条例等で定める定額の使用料及び管理経費を納付する必要があります。

4 管理に関する基準

(1) 利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民がセンターを利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及びセンターに従事している者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月福岡県訓令第1号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実にを行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

(2) 秘密保持義務

指定管理者及びセンターに従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

(3) 休館日

現行は次のとおりですが、指定管理者は知事の承認を得て休館日を変更することができます。利用者サービスの向上を図る観点から、執行体制（人員の確保）や管理委託料、利用料金収入等について総合的に考慮して事業計画書で提案してください。

現行：ア 毎週月曜日（祝日の場合は、その日以降の最初の平日）

イ 12月29日から1月3日まで

(4) 利用時間

現行は次のとおりです。休館日と同様の観点から事業計画書で提案してください。

現行：午前8時30分から午後5時まで

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、この指定期間は、議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる（1）及び（2）の要件（グループで参加する場合は（1）から（3）までの要件）を全て満たしていること。

（1）福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないもの。

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるもの。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

7 選定方法

(1) 選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性（公益性）の確保	管理運営方針等	県の方針の反映、組織体制 施設事業との関連、関係団体との連携
	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方
施設利用及びサービスの向上	利用の促進	事業の展開 広報・PR 対策
	サービス・利便性の維持向上	サービス向上策の提案
		教育・研修システム
		相談や苦情への対応
		安全対策、危機管理
経営（収支）改善	収支の改善	総人件費
	経営の効率化	今後の収支改善計画

		経営の効率化
職員確保方策及び健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画
		業務引継時の雇用対策
	健全な財政基盤	経営等の状況
		資産等の状況
施設管理上の個別事項	業務運営上必要な資格	法定上必要な資格等
		業務運営上望まれる能力等
	その他の特記事項	緑化に関する普及啓発
		個人情報保護、情報公開
		入札参加制限等
		業務実績等（類似施設の管理実績等）

※大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としない。

（２）選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施したうえで評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定します。

なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

８ 指定管理者の指定及び協定等の締結

（１）指定議決

指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を要します。

その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・団体名、③指定期間です。

（２）協定等の締結

議会の議決を経て、指定を通知した後に、県と協定等を締結していただきます。

協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の２本立てとなります。

- ・事業計画に関する事項
- ・再委託に関する制限
- ・責任分担
- ・業務報告（定期報告）
- ・事業報告
- ・損害賠償
- ・秘密の保持
- ・その他必要な事項

９ 委託料等

（１）管理委託料

県が支払う管理委託料については、５カ年総額が１９１,８７５千円（管理委託料上限額）以内となるよう、収支計画書を作成してください。

（単位：千円、税抜）

		単年度経費
管理経費	人件費	18,258
	物件費	20,191
	小計 A	38,449
利用料金（収入） B		74
県が支払う管理委託料 (A－B)		38,375

(2) 支払方法

県が指定管理者に委託料（管理委託料）として四半期ごとに支払います。

県が管理委託料上限額を算定する際に用いた人件費単価及び下記価格指数について、公募時点から上昇または下落した年度においては、管理経費を見直したうえで翌年度の協定に反映します。

物品	企業物価指数（日本銀行調査統計局）
サービス	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）

なお、12月までの指数の平均が、協定で算定した指数よりも上昇した場合には、その上昇分に係る管理委託料を別途算定します。

(3) 委託料の精算

利用料金収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する資金不足が生じた場合は、原則として補填は行いません。

10 ネーミングライツ（施設への愛称命名権）

福岡県では、一部の県有施設にネーミングライツを導入し、その収入は、より県民が利用しやすい施設とするための整備に活用しているところです。

現在、ネーミングライツを導入する対象施設の拡大を検討しており、今回、指定管理者を募集する福岡県緑化センターについても、指定期間内にネーミングライツを導入する可能性があります。その場合、看板の掲出等で指定管理者が行う業務に影響を及ぼすことがありますので、指定管理者は、必要に応じて関係者との協議や調整等にご協力ください。

11 指定管理者と県の責任分担等

福岡県と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めます。

	福岡県	指定管理者
物価の変動（人件費、物件費等）に伴うコスト増	○	
金利や為替の変動に伴うコスト増		○
施設の保守点検・維持管理（軽微な修繕を含む）		○
施設設備の大規模修繕	○	
事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任	協議事項	
建物共済加入（火災、自然災害等による損害）	○	
施設賠償責任保険加入		○
包括的な管理責任	○	

※ ただし、表に定める事項に疑義を生じた場合又は表に定めのない事項については、福岡県と指定管理者の協議の上、責任の分担を決定するものとする。

12 事業報告書の提出

毎事業年度終了後、指定管理者はセンターの管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで協定等に定めます。

- ① 管理業務の実施状況
- ② センターの利用状況
- ③ 管理経費の実績

13 調査、指示及び監査等

(1) 調査、指示等

福岡県は、指定管理者によるセンターの管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

(2) 監査

福岡県の監査委員等が福岡県の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

14 指定の取り消し等

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取り消しにより、福岡県に損害が発生するときは、福岡県は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

15 応募（申請）書類

次の書類について、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データでの提出をお願いします。PDF 化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合、事前にご相談ください。

ふくおか電子申請サービス

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=B01201&shinseiEdaban=01>

上記サービスにて応募（申請）する際に提出先を選択する必要があります。当施設の申請書類の提出先は「緑化県営林係（林業振興課）」ですので、「緑化県営林係（林業振興課）」を選択の上ご応募ください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の

方法を示す書類)

- ⑥ 登記事項証明書（法人でない場合は設立からの経緯書）
- ⑦ 役員の名簿及び履歴を記した書類
- ⑧ 過去3年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ⑨ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
- ⑫ 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
- ⑬ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書
- ⑭ 共同事業体協定書兼委任状

※①、④、⑬、⑭の書類への押印は不要です。

※⑭は共同事業体を結成し、応募する場合のみ必要です。

※必要に応じて追加書類を求めることがあります。

16 申請期間（書類の受付期間）

令和8年7月21日（火）から令和8年9月18日（金）までの9時00分から17時45分まで

なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

17 現地説明会

開催日時：令和8年8月4日（火） 10時30分～12時（受付10時～）

場 所：福岡県緑化センター

福岡県久留米市田主丸町益生田1125番地（0943-72-1193）

申込方法：法人名（法人でない者は代表者名）及び参加希望者名（各団体2名まで）を現地説明会参加申込書（様式第8号）に明記の上、FAX又は電子メールで、7月30日（木）までにお申し込みください。

なお、応募（申請）を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

18 応募（申請）に関する質問

受付期間：令和8年8月4日（火）から令和8年8月14日（金）まで

受付方法：質問票（様式自由）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX：092-643-3541

E-mail：ryokuken@pref.fukuoka.lg.jp

回答方法：質問者にはFAX又は電子メールにて回答するとともに、回答については、随時福岡県庁ホームページにおいて公表します。

19 申請書類の提出先及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部林業振興課緑化県営林係（行政棟北棟5階）

TEL：092-643-3540、FAX：092-643-3541

E-mail：ryokuken@pref.fukuoka.lg.jp

20 今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続きを進めます。

R8年 8月 4日	現地説明会
R8年 9月18日	申請書類受付締切
R8年 9月 下旬	書類審査、ヒアリング
R8年10月 下旬	指定管理者選定委員会
R8年11月 上旬	指定管理者の候補者内定
R8年12月 下旬	指定議決
R9年 1月	指定管理者の指定の告示
R9年 3月	県と指定管理者との間で協定締結
R9年 4月	指定管理者による管理開始